

# 第1章 小泉改革の検証

## —基礎的財政収支変動の要因分析—

真鍋雅史<sup>1</sup>

### 1. はじめに

#### (小泉内閣の取組み)

01年に発足した小泉内閣は、経済構造改革として、不良債権処理や規制緩和などの財政出動の無い成長戦略に取り組むとともに、財政構造改革として、公共事業費の削減や三位一体改革といった増税の無い歳出改革に取り組んだ。(表1、表2参照) <P>

このような歳出減に加え、成長戦略によってわが国経済は回復をみせ、それに伴う歳入増によって基礎的財政収支は大きく改善してきた。名目GDP成長率は、01年の-2.1%から06年の1.5%にまで回復させてきた。これに連動する形で、基礎的財政収支は、その対GDP比率が01年の対GDP-4.7%から03年に-5.7%まで落ち込んだ後、06年には-1.7%にまで回復させてきた。(図1参照)

#### (小泉内閣後の方針)

小泉内閣退陣後も改革路線を継続し、2011年度の基礎的財政収支黒字化を確実なものとするため、小泉内閣の終盤に2011年度までの改革プランが策定された。社会保障費については、その伸びを毎年2200億円ずつ削減していき、公共事業費については前年度比-3%の伸びに抑え、人件費についても厳しく削減していく方針が「骨太の方針2006」に明記され、閣議決定がなされた。(表2参照)

これを着実に実行していけば、経済が順調に推移している中では、2011年度の基礎的財政収支の黒字化は増税なしで達成可能と予測されていた。しかし、米国の金融危機を発端とする足下経済の急速の悪化によって、経済見通しは大幅に下方修正されると同時に、追加的な財政支出も余儀なくされており、2011年度の基礎的財政収支の黒字化は依然として努力目標とはされているものの、目標の達成はほぼ不可能な状況にある。(図2参照)

#### (基礎的財政収支変動)

小泉内閣における財政構造改革は、基礎的財政収支を黒字化させるという取組みが基本となっている。財政収支から公債費と公債収入を除いた基礎的財政収支の黒字化が公債残

---

<sup>1</sup> 大阪大学大学院医学系研究科特任研究員 (manam0226@ybb.ne.jp)

高対名目GDP比率を発散させないための一つの条件であり、財政再建の第一段階と位置づけられていたからである。基礎的財政収支は、歳入の増加要因と歳出の減少要因によって改善が進んでいくが、小泉内閣期の基礎的財政収支の変動がどのような要因によって実現されてきたかを明らかにすることは重要である。

### (本稿の主題)

そこで本稿では、基礎的財政収支変動の要因分析を行い、小泉構造改革における財政再建の源泉を明らかにする。具体的には、内閣府『国民経済計算』の統計に基づいて、基礎的財政収支の変動を要因分解し、その結果を考察する。

## 2. 分析手法

### (公債残高対名目GDP比率の変動)

公債残高対名目GDP比率の変動は、下式のように表される。

#### 公債残高対名目GDP比率の変動

$$= - \text{基礎的財政収支} - (\text{名目GDP成長率} - \text{名目公債金利}) \times \text{公債残高対名目GDP比率}$$

公債残高対名目GDP比率が発散しないためには、上式左辺が負であればよい。そのためには、名目GDP成長率と名目公債金利が等しいときは右辺第二項がゼロになるため、右辺第一項が正、すなわち基礎的財政収支が黒字であればよい。名目GDP成長率が名目公債金利よりも大きい場合は、基礎的財政収支は若干の赤字も許容され、逆に名目GDP成長率が名目公債金利よりも小さい場合は、基礎的財政収支は幾分か黒字である必要がある。01年以降は一貫して名目公債金利の方が大きかったが、06年ではほぼ同水準になっている。これはこの間、デフレ経済下にあり、GDPデフレーターがマイナスであるために名目GDP成長率が低く抑えられてしまったためである。しかし、この大小関係については、理論的にも実証的にもまだ十分に明らかになっていない。理論的には、金利が成長率を下回るような状況を動学的に非効率であるとして、金利は成長率よりも大きいと想定すべきとの議論もあるが、理論上の金利は資本の限界生産力である。一方で基礎的財政収支を議論する際の金利は公債金利であり、一般に公債金利は資本の限界生産力よりも小さくなるため、公債金利と経済成長率の大小関係は必ずしも明らかではない。実証的にも、大小関係を確定するのはいたっていない。高橋(2007)によれば、OECD諸国のうち、公

債金利が経済成長率よりも高い国と低い国の数は、最近ではほぼ拮抗していることが明らかにされている。大小関係はいずれもとり得るわけで、必ずしも公債金利を経済成長率よりも高めに想定することが必要なわけではないであろう。(図3、補論1)

#### (基礎的財政収支対名目GDP比率の変動)

その基礎的財政収支対名目GDP比率の変動は、下式のように表される。

$$\text{基礎的財政収支対名目GDP比率の変動} = \text{歳入変動} + \text{歳出変動} + \text{残余項}$$

基礎的財政収支対名目GDP比率が改善していくためには、言うまでもなく歳入が増加するか、歳出が減少することが必要になってくる。

#### (分析手法)

ここで、基礎的財政収支対名目GDP比率の変動のうち、歳入要因あるいは歳出要因がどの程度であったかについて、内閣府『国民経済計算』のデータを用いて計測していく。国、地方及び国と地方について、歳入要因及び歳出要因に分解していく。また、国税収入については、『財政金融統計月報』税制改正による増減収額を用いることで、経済変動による部分と制度変更による部分が分離できる。国の基礎的財政収支変動の分析の際には、これを用いる。(補論3参照)

### 3. 分析結果

#### (分析結果)

以上の手法をもとに、国、地方及び国と地方について、基礎的財政収支対名目GDP比率の変動の要因分析を行った。

#### (国の基礎的財政収支対名目GDP比率の変動の要因分析)

国の基礎的財政収支は2004年以降に急回復した。その源泉は、経済変動による税制要因が大きな役割を果たしている。財政収支の改善に経済成長が大きな役割を果たしていることがわかる。また、三位一体の改革による地方交付税交付金削減の効果もあり、歳出要因も一定の役割を果たしている。(図4参照)

#### (地方の基礎的財政収支変動の要因分析)

地方の基礎的財政収支についても2004年以降に急回復した。その源泉は、税収だけでなく歳出削減も大きな役割を担っていたことがわかる。地方交付税交付金の削減は、国にと

っては歳出削減になるが、地方にとっては歳入減少になる。そのため、実際の歳入要因はより大きな効果を持っていたと示唆される。(図5参照)

#### (国と地方の基礎的財政収支変動の要因分析)

国と地方の基礎的財政収支についても、2004年以降基礎的財政収支は改善してきたが、やはり国税の増収が大きな役割を果たしてきたことがわかる。03年から06年までの3年間の基礎的財政収支改善に占める割合は45%に上る。また、地方税の増収の役割も小さくなく、国と地方の増収要因をあわせれば、03年から06年までの3年間の基礎的財政収支改善に占める割合は63%に上る。このことから、経済成長が財政再建のかなりの部分を牽引してきたといえる。(図6、表3参照)

## 4. おわりに

以上から得られた結果をまとめてみたい。小泉構造改革における財政再建は、経済成長が牽引してきており、03年から06年までの基礎的財政収支の改善に占める税収要因は、実に63%に上る。ここから、足下の急速な景気減速が基礎的財政収支を大きく悪化させるのも当然と言え、成長力強化が財政再建には重要であることが、改めて明らかになった。

しかし課題も残されている。内閣府『国民経済計算』は、国の財政、あるいは地方財政の決算データを用いて得られた計数が公表されているが、決算データである財政統計との関連性は必ずしも明確ではない。そこで現段階では歳入要因や歳出要因を詳細に分割することは困難であり、本稿では一時的な接近に留まっている。交付税特別会計の取り扱いなど、国と地方の要因の分離を明確にさせていくことで、三位一体の改革の影響をきちんと捉えていくことなどが求められる。

## 参考文献

- ・高橋洋一(2007)『財投改革の経済学』東洋経済新報社。

### 補論1 公債残高対名目GDP比率

公債残高対名目GDP比率を時間で偏微分すると(1)式が得られる。

$$(1) \quad \frac{\Delta B_t / Y_t}{\Delta t} = -\frac{PB_t}{Y_t} - (g_t - r_t) \frac{B_t}{Y_t}$$

ただし、

$Y_t$  : 名目GDP、 $B_t$  : 公債残高、 $PB_t$  : 基礎的財政収支、

$g_t$  : 名目GDP成長率、 $r_t$  : 名目公債金利

である。

### 補論2 基礎的財政収支対名目GDP比率

基礎的財政収支対名目GDP比率を時間で偏微分すると(2)式が得られる。

$$(2) \quad \frac{\Delta PB_t / Y_t}{\Delta t} = \frac{\Delta PB_t}{Y_t} - \frac{\Delta Y_t}{Y_t} \cdot \frac{PB_t}{Y_t} = \frac{\Delta \tau_t - \Delta \varepsilon_t}{Y_t} - \frac{\Delta Y_t}{Y_t} \cdot \frac{PB_t}{Y_t}$$

ただし、

$\Delta \tau_t$  : 税収変化、 $\Delta \varepsilon_t$  : 歳出変化

である。

### 補論3 基礎的財政収支の打ちわけ

内閣府『国民経済計算』では、プライマリーバランス（基礎的財政収支）は以下のよう  
に定義されている。

「プライマリーバランス」＝「純貸出(+)/純借入(-)」＋「財産所得（支払）うち利子」  
－「財産所得（受取）うち利子」

このうち、「純貸出(+)/純借入(-)」は以下のように定義されている。

「純貸出(+)/純借入(-)」＝T－「補助金（支払）」＋「財産所得（受取）」－「財産所  
得（支払）」＋「社会負担（受取）」＋「その他の経常移転（受取）」－「現物社会移転以外

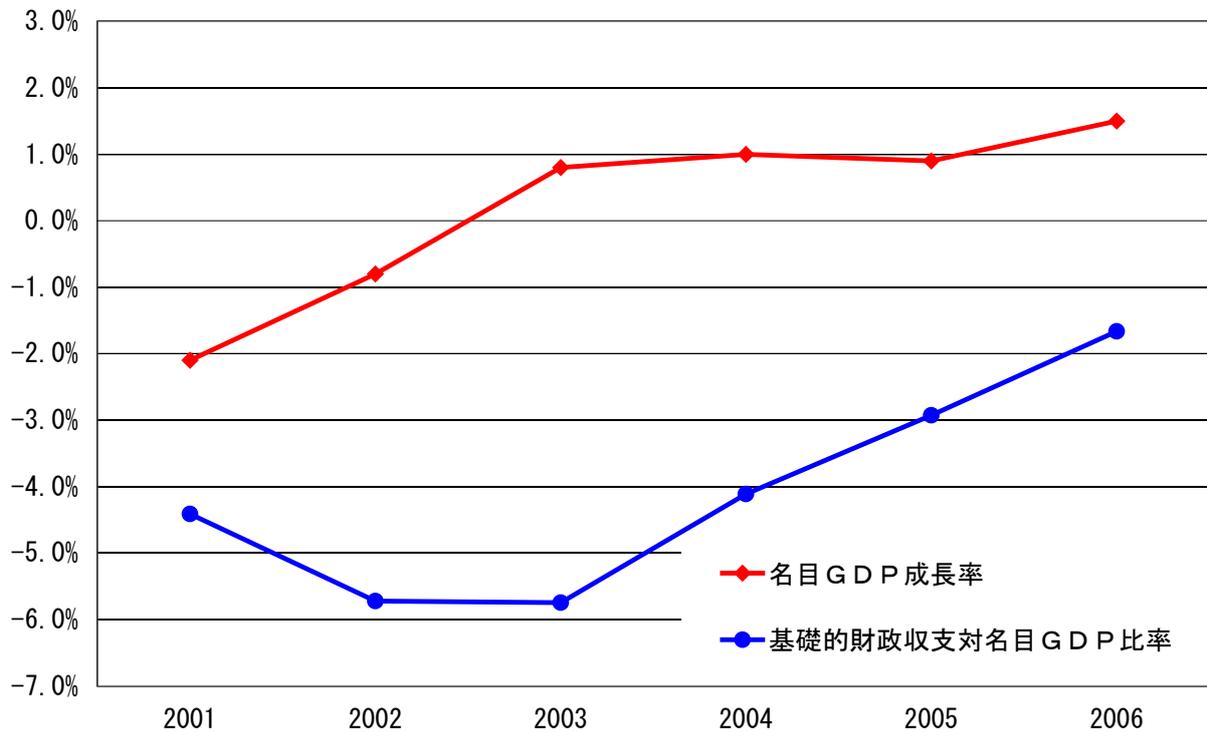
の社会給付（支払）」－「その他の経常移転（支払）」－「現物社会移転」－「現実最終消費」＋「資本移転（受取）」（除く資本税）－「資本移転（支払）」－「総固定資本形成」＋「固定資本減耗」－「在庫品増加」－「土地の購入（純）」

ただし、Tは税収で、以下のように定義される。

$T = \text{「生産・輸入品に課される税（受取）」} + \text{「所得・富等に課される経常税（受取）」} + \text{「資本移転（受取）」}$  うち「居住者からのものうち資本税」

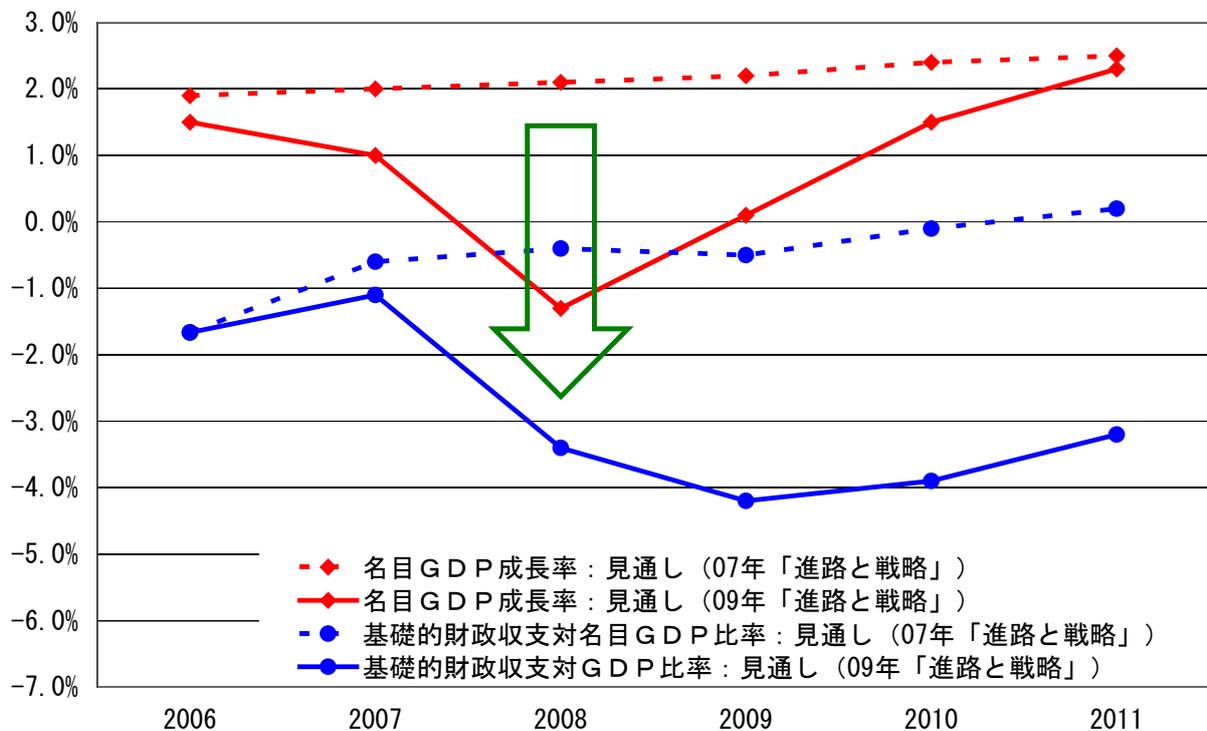
本稿での歳入要因は、Tの変化による要因である。税制要因、すなわち税制（制度）要因及び税制（経済）要因は、上記のTから「生産・輸入品に課される税（受取）」に含まれる交付金、納付金の額を除いた分である。正確には、交・納付金の額は必ずしも明確ではないため、まず財務省『財政金融統計月報』（租税特集）から得られた、税収に対応する税額を税制要因とし、Tの総額からその税額を引いたものを交・納付金要因としている。なお、税目との対応は付表1を参照されたい。

(図1) 名目GDP成長率と基礎的財政収支対名目GDP比率



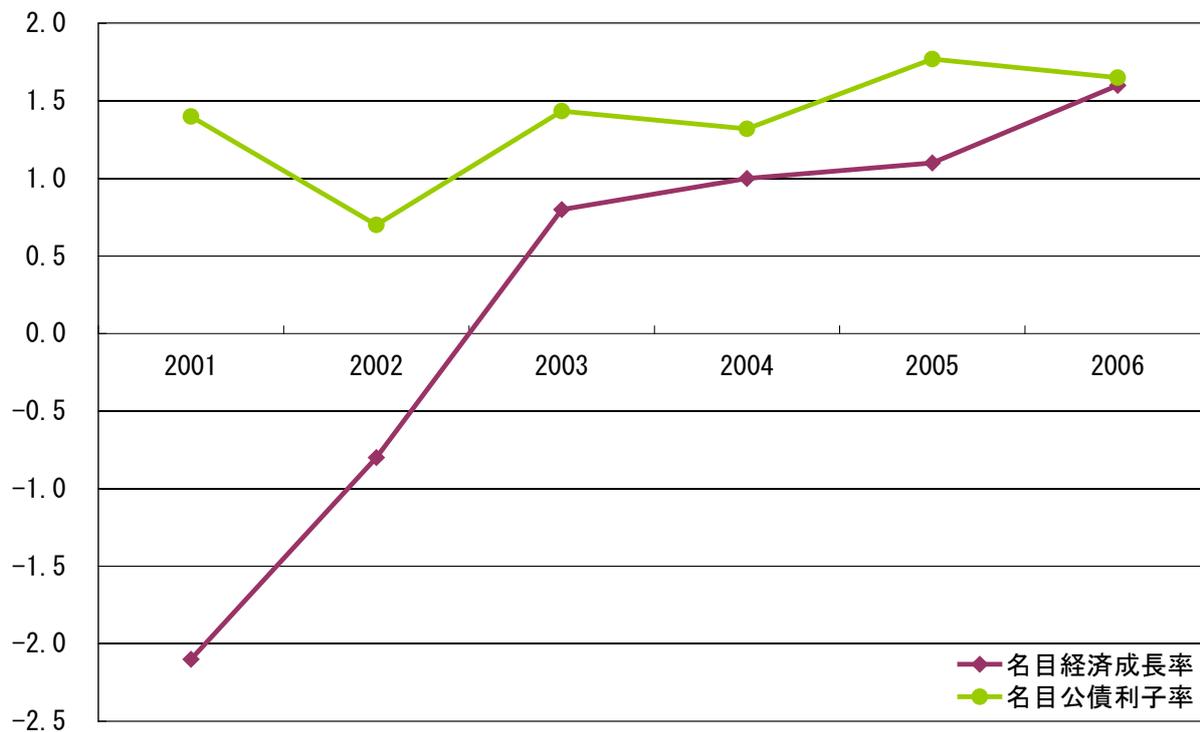
(出所) 内閣府『国民経済計算』より作成

(図2) 名目GDP成長率と基礎的財政収支対名目GDP比率の見通しの下方修正



(出所) 内閣府『国民経済計算』、内閣府『進路と戦略』より作成

(図3) 名目GDP成長率と名目公債金利



(出所) 内閣府『国民経済計算』、内閣府『改革と展望』より作成。

図4 国の基礎的財政収支変動の要因分析

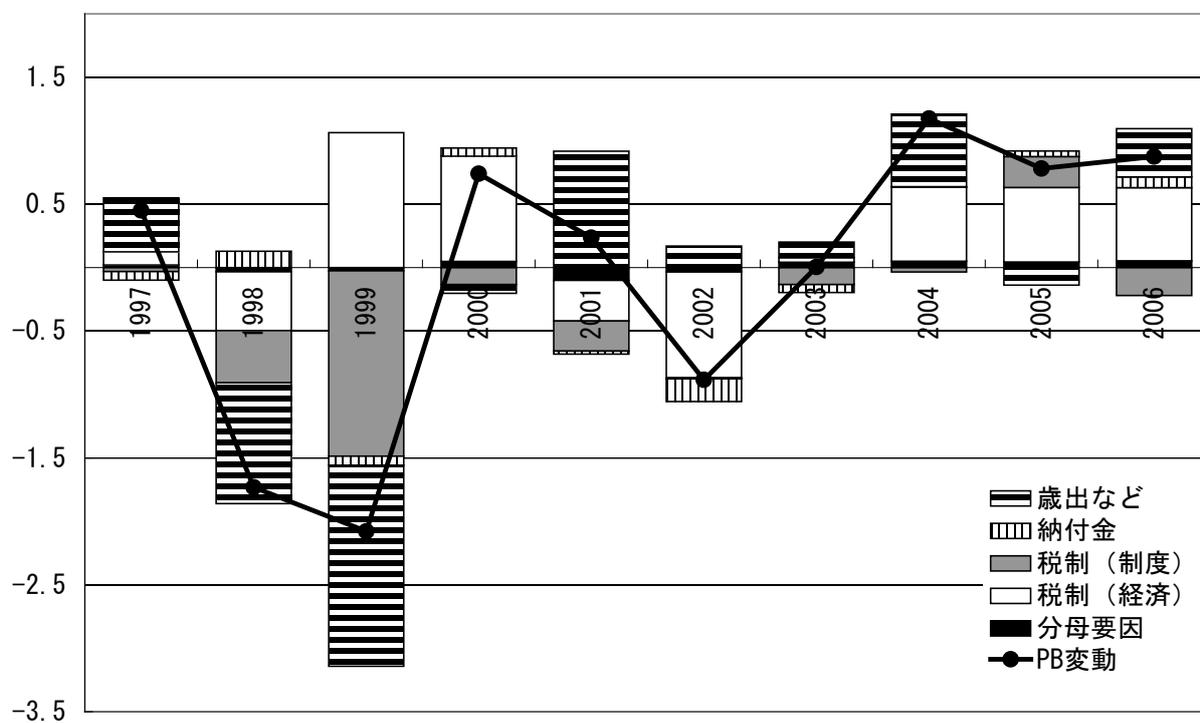


図5 地方の基礎的財政収支変動の要因分析

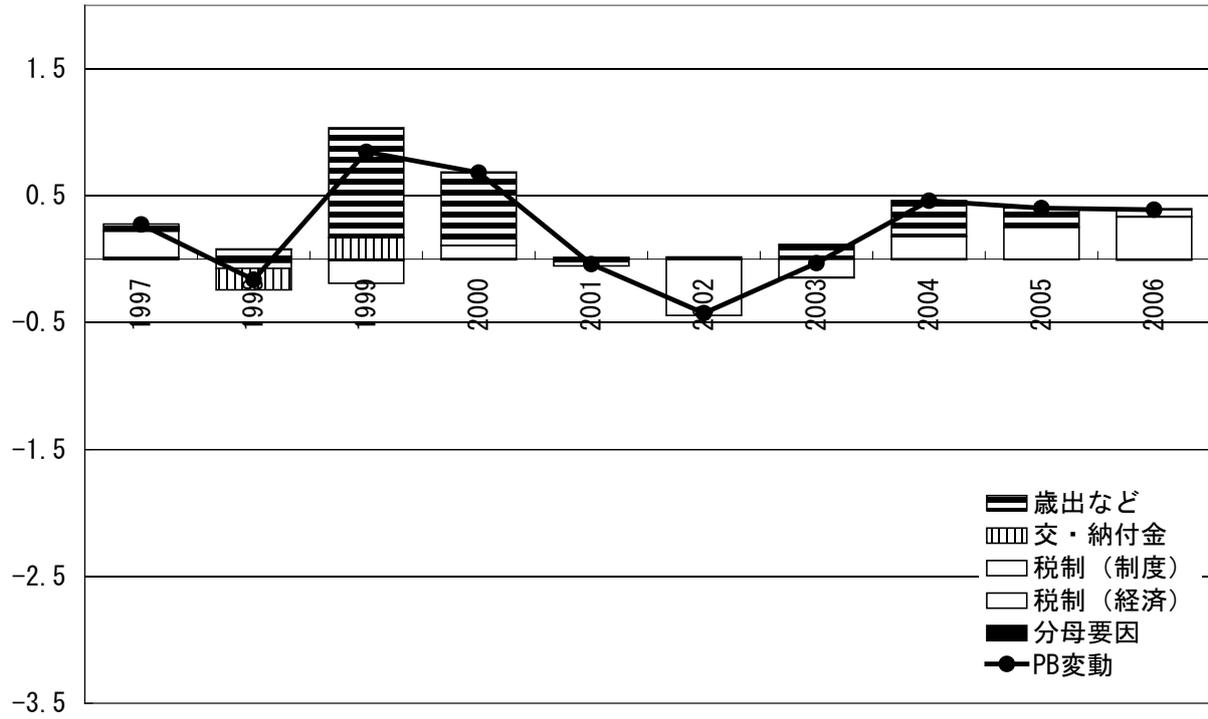
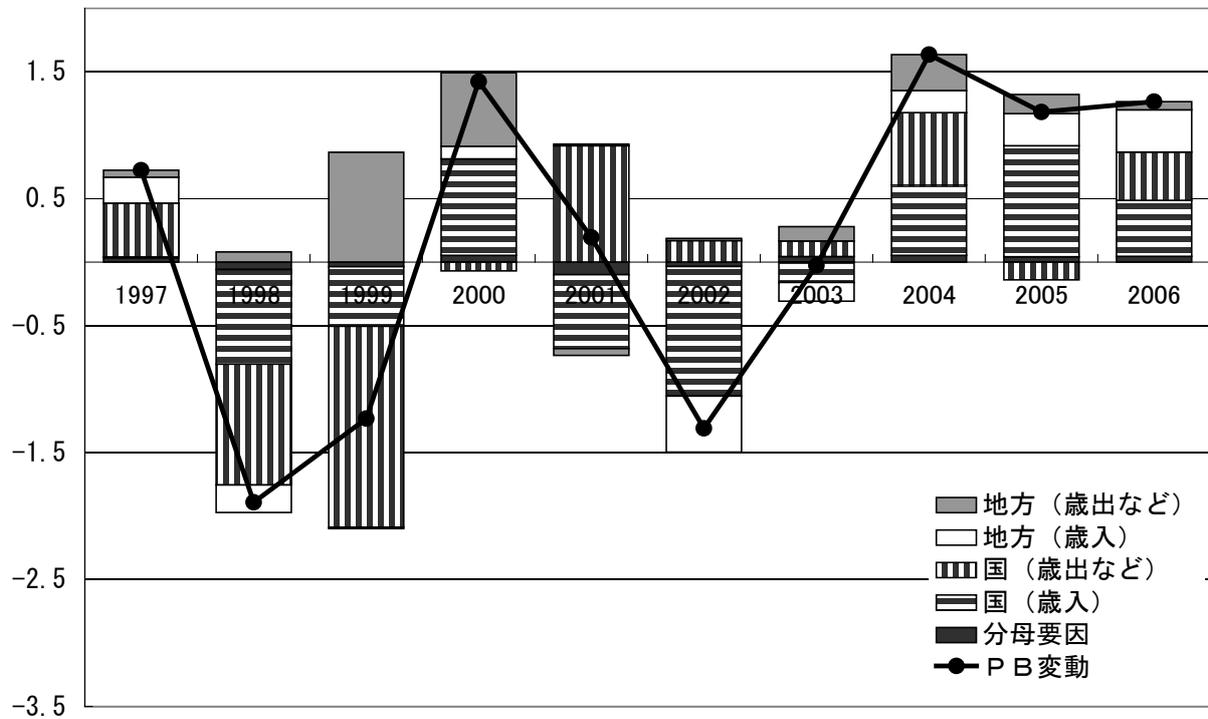


図6 国と地方の基礎的財政収支変動の要因分析



(表1) 国の主な歳出改革 (当初予算ベース)

	2003	2004	2005	2006
公共事業	▲3.9%	▲3.5%	▲3.6%	▲4.4%
社会保障	+3.9%	+4.2%	+2.9%	+0.9%
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険料を平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ</li> <li>・年金物価スライドの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度改革</li> <li>・国民健康保険制度都道府県負担(▲5449億円)※三位一体の改革関連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療制度改革</li> </ul>
国と地方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金改革(▲10000億円)</li> <li>・地方交付税改革(▲9000億円)</li> <li>・税源移譲(4249億円)※暫定措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金改革(▲17680億円)</li> <li>・地方交付税改革(▲8000億円)</li> <li>・税源移譲(17451億円)※暫定措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金改革(▲8108億円)</li> <li>・地方交付税改革(9000億円)</li> <li>・税源移譲(所得税から個人住民税)(30094億円)</li> </ul>

(出所) 内閣府『改革と展望』、政府発表資料などを元に作成。

(表2) 三位一体の改革における具体的な取組み

平成15年度における国庫補助負担金の改革

	改革額	概要
文部科学省	2,200億円程度	義務教育費国庫負担金等(うち共済長期負担金及び公務災害補償基金負担金)
厚生労働省	200億円程度	在宅福祉事業費補助金(うち介護予防・地域支え合い事業に係る部分の一部)、介護保険事業費補助金(うち介護保険制度施行経費)等

合計 2,400億円程度

※全額が税源移譲の対象

平成16年度における国庫補助負担金改革

	改革額	概要
内閣府	110億円程度	交通事故相談所交付金等
総務省	40億円程度	消防防災設備費補助金、公営地下高速鉄道事業助成金等
文部科学省	2,640億円程度	義務教育費国庫負担金退職手当・児童手当(約2,300億円)等
厚生労働省	2,540億円程度	児童保護費負担金(公立保育所運営費、約1,700億円)等
農林水産省	800億円程度	農業集落排水事業費補助、農道整備事業費補助等
経済産業省	120億円程度	地域再生産業集積対策事業費補助金等
国土交通省	3,250億円程度	公共事業の見直し(約1,040億円)、河川改修費補助等※別途、まちづくり交付金(約1,300億円)を創設
環境省	170億円程度	廃棄物処理施設整備費補助等
合計	9,670億円程度	

※うち6,558億円が税源移譲の対象

平成17年度及び平成18年度に行う国庫補助負担金改革

	改革額	概要
内閣本府	10億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金等
総務省	90億円程度	消防防災設備整備費補助金(緊急消防援助隊関係設備分を除く)、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500億円程度の減額(暫定) (うち17年度分(暫定)4,250億円) その他の国庫補助負担金等 230億円程度	減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金等
厚生労働省	9,340億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金(産休代替保育士費等補助金等)、在宅福祉事業費補助金(生活支援ハウス等)、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金等
農林水産省	3,040億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保持林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金等
経済産業省	180億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金等
国土交通省	6,460億円程度	公営住宅家賃対策等補助(公営住宅家賃収入補助)、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助
環境省	530億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助等
合計	28,380億円程度	

※うち 17,700億円は税源移譲の対象

平成18年度における国庫補助負担金改革

	改革額	概要
総務省	10億円程度	消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金
文部科学省	170億円程度	公立学校等施設整備費補助金
厚生労働省	5,290億円程度	児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(公立分)、医療施設等施設整備費補助金(公立分)等
農林水産省	340億円程度	農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金等
経済産業省	70億円程度	小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金
国土交通省	620億円程度	公営住宅家賃対策等補助
環境省	40億円程度	産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補
合計	6,540億円程度	

(注) 上記は、昨年11月の政府・与党合意において18年度に行うことが決定済みのもの(暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む)以外で、税源移譲に結びつく改革に該当するも

※うち、6,100億円が、税源移譲の対象

(出所) 各年度政府与党合意などを元に筆者作成

(表3) 骨太の方針 2006 における歳出削減の方針

	2006年度	2011年度		06→11
		自然体	改革後(程度)	削減額(程度)
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円	1.6兆円
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1~17.8兆円	5.6~3.9兆円
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円	2.6兆円
その他	27.3兆円	31.6兆円	27.1~28.3兆円	4.5~3.3兆円
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9~116.8兆円	14.3~11.4兆円
	要対応額として16.5兆円			

(出所) 内閣府『経済財政改革の基本方針 2006』より作成。

(表4) 基礎的財政収支変動の要因分解

		分母要因	国		地方		PB変動
			歳入	歳出など	歳入	歳出など	
00-01	変動幅(%ポイント)	-0.10	-0.58	0.92	0.01	-0.05	0.20
	(構成比)	-49.8%	-296.9%	467.9%	6.3%	-27.5%	100.0%
01-02	変動幅(%ポイント)	-0.03	-1.02	0.17	-0.44	0.02	-1.31
	(構成比)	2.6%	77.9%	-13.0%	33.8%	-1.3%	100.0%
02-03	変動幅(%ポイント)	0.04	-0.16	0.12	-0.15	0.11	-0.03
	(構成比)	-169.5%	603.3%	-463.2%	556.2%	-426.7%	100.0%
03-04	変動幅(%ポイント)	0.05	0.55	0.57	0.17	0.28	1.64
	(構成比)	3.3%	33.8%	34.9%	10.6%	17.3%	100.0%
04-05	変動幅(%ポイント)	0.04	0.87	-0.14	0.25	0.15	1.18
	(構成比)	3.7%	73.9%	-11.7%	21.3%	12.8%	100.0%
05-06	変動幅(%ポイント)	0.05	0.44	0.38	0.33	0.07	1.27
	(構成比)	3.6%	34.9%	30.1%	26.3%	5.2%	100.0%
00-06	変動幅(%ポイント)	0.07	0.15	1.97	0.20	0.56	2.95
	(構成比)	2.4%	5.0%	66.8%	6.7%	19.1%	100.0%
03-06	変動幅(%ポイント)	0.20	1.84	0.80	0.75	0.49	4.08
	(構成比)	5.0%	45.1%	19.6%	18.3%	12.0%	100.0%

(出所) 内閣府『国民経済計算』より作成。

付表 1 内閣府『国民経済計算』の各項目に対応する税目

	中央政府	地方政府
1. 生産・輸入品に課される税		
(1) 生産物に課される税		
a. 付加価値型税	消費税	地方消費税
b. 輸入関税	関税、原油等関税（特）	
c. その他	別掲以外の税金、納付金	別掲以外の税目、交・納付金、収益事業収入、発電水利使用量
(2) 生産に課されるその他の税		
8. 所得・富等に課される経常税		
(1) 所得に課される税	所得税、法人税、日本銀行納付金	道府県民税・市町村民税（所得割、法人割、利子割）
(2) その他の経常税	自動車重量税の1/2	道府県民税・市町村民税（法人均等割、個人均等割）、狩猟者登録税、入猟税、自動車税の1/2、自動車取得税の1/2、軽自動車税の1/2
19. 資本移転（受取）		
(2) 居住者からのもの うち資本税	相続税	